

適正な事務執行を真摯に行うことを求める決議

平成30年2月9日、小谷野市長は「西武鉄道株式会社」と入曽駅周辺整備事業に関する覚書を締結した。さらに、平成31年4月26日、西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設改良に関する基本協定書を締結。そして、令和元年5月21日に地権者である「飯能信用金庫」と入曽駅周辺整備事業における個人共同施行土地区画整理事業の施行に関する基本協定まで締結している。

入曽駅周辺整備事業について、これまで狭山市は正式な事業計画決定を議案として議会に提出していない。

さらに、これらの覚書や協定書締結の中で狭山市は費用負担条項を定め、事業に要するすべての費用を狭山市が負担するという将来にわたる負担まで取り決めている。

このような将来にわたっての負担を約する場合、地方自治法第214条の債務負担行為の議案を議決しなければならないが、この議案はこれまで全く提出されていない。

覚書や協定書は正式な委員会で審議する案件であるが、内容等は締結前に議会で説明もなく、締結後しばらくたってから、資料として配付されただけである。

これは、議会軽視というより議会無視と言うべきであり、地方自治体の二元代表制度を根底から覆すことになりかねない。

債務負担行為の議決を欠き、覚書や協定を締結することは地方自治法第2条第16項に該当し、同条第17項によってこれまでの協定等はすべて無効になる可能性がある。

今後は法令に則って適正な事務執行を強く求める。

以上、決議する。

令和元年6月 日

埼玉県狭山市議会